

令和5年7月20日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年7月20日、午後1時15分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

田中 文 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局

ただいまから、改選後、第1回の農業委員会総会を開会いたします。

私は、本日の進行をさせていただきます久留米市農業委員会事務局長の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の総会は、改選後の最初の総会でございますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定により、市長が招集しております。現在、委員定数24名中23名の御出席をいただいております、全委員の過半数が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定によりまして、本総会が成立していることを報告いたします。

続きまして、本来でございましたら、ここで久留米市長に御挨拶をいただくところでございますが、市長が公務出張中ということで、本日御臨席いただいております橋本副市長に御挨拶をお願いいたします。

橋本副市長

改めまして、副市長を務めております橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。先ほども申し上げましたが、市長が出張しておりますので、今回第1回目の総会ということでございますので、市長から挨拶を預かっておりますので、代読をさせていただきます。

本日は、御多用の中、辞令交付式並びに農業委員会総会に御参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まずは、7月の豪雨災害により被災された皆様並びに御家族の皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りを申し上げます。

現在、久留米市では、豪雨災害に伴う農業被害への問い合わせに対応するため、農業被害相談窓口を開設したところでございます。今後も引き続き支援を行ってまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

さて、昨年5月の「農業経営基盤強化促進法」の改正を受け、地域での話合いの結果をもとに、農地と将来の担い手をひもづけた「目標地図の素案」の作成における農業委員会の役割が明確化されるなど、農業委員会の重要性がこれまで以上に高まっております。

今回選出された24名の農業委員の皆様には、農地利用最適化推進委員の方々と十分な連携を図りながら、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に向けて御尽力をいただきますことを期待しております。

御存じのとおり、農業を取り巻く環境は、超高齢化社会、人口減少社会の進展によ

り、担い手や労働力不足、生産・流通コストの上昇、国内の食料需要の減少など、先行き不透明な状況が続いております。

そのような中、私は、農業は久留米市の基幹産業であるとともに、久留米ブランドとしての情報発信により地域経済の活性化に寄与し、久留米市全体での活性化を図る上で重要であると認識をしております。

そのため、「第3期久留米市食料・農業・農村基本計画」に基づき、基幹的な担い手の経営力強化や、営農組織の法人化の推進、女性農業者の活躍促進に向け、各事業の推進に取り組んでいるところでございます。これからも久留米市農業のさらなる振興を図ってまいりますので、皆様の御協力をいただきますとともに、久留米市農業の発展のために御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、農業委員の皆様の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞ3年間よろしく願いを申し上げます。令和5年7月20日、久留米市長、原口新五。

代読でございました。どうぞよろしく願いをいたします。

事務局 ありがとうございます。橋本副市長におかれましては、次の会議が予定されておりますので、ここで退席されます。

次に、議題に入るに当たりまして、議長が必要となりますが、本日は最初の総会でございます。議長の職務を務める会長が決まっておりません。したがって、会長が選出されるまでの間、「地方自治法」第107条の「年長の議員が臨時に議長の職務を行う」という規定を準用いたしまして、本日御出席委員の最年長者でございます****委員に議長の職務をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

「異議なしの声」

事務局 御了承いただきありがとうございます。それでは、**委員、議長席におつきください。

臨時議長 ただいま紹介いただきました****です。なにぶん、こういう大役は不慣れでございますので、円滑な議事進行のために、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。座って、進行させていただきます。

では、早速議題に入りたいと思いますが、議題に入る前に、議席についての説明をいたします。

皆様方が現在お座りの議席につきましては、議事の進行上、仮議席という形で指定をさせていただいております。正式な議席は、後ほど議題の中で決定されますので、よろしく申し上げます。

それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

議題1「久留米市農業委員会会長の互選」でございます。

会長の選出方法について、事務局の方より提案があるようですので、説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明させていただきます。

「久留米市農業委員会組織規程」第2条第1項の規定で、会長の選出方法につきましては単記無記名投票により行うとされておりますが、同条第2項で、委員の総意により、その他の方法での互選も可能であると規定をしております。前回、令和2年7月の改選におきましては、投票によらず、総会の場で指名推薦を行うという方法で会長の選出を行っております。事務局からは、前回と同様に「地方自治法」第118条第2項の規定を準用し、この場で指名推薦を行うという方法ではいかがかと御提案をいたします。ただし、指名推薦をされた方が複数あった場合には、推薦された方により御協議をいただくということで、いかがでございましょうか。事務局からの説明及び提案は以上でございます。

臨時議長 ただいま事務局から説明及び提案がありました。選出の方法は、提案された方法でよろしいでしょうか。

「異議なしの声」

臨時議長 異議なしという声がありましたので、それでは、指名推薦による選出を行うこととします。推薦される場合は、併せて推薦理由を述べていただきますようお願いいたします。

それでは、推薦をお願いいたします。はい、お願いします。

****委員** ***地区の**です。日比生委員を推薦します。過去12年にわたり、副会長を行

ったと聞いております。それで、ベテランで人格もよく、何も問題もないと思います。

臨時議長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

****委員** 私も、今期5期目を迎えられる日比生和雄委員を、キャリア・経験豊富でございますので、ぜひとも推薦したいと思っております。

臨時議長 ほかにございませんか。

「なしの声」

臨時議長 他に意見がないようです。現在、日比生和雄委員が推薦をされております。ほかに推薦がないようですので、日比生和雄委員を会長に決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なしの声」

臨時議長 異議なしと認め、議題1の「久留米市農業委員会会長の互選」については、日比生和雄委員を会長に決定いたしました。

日比生和雄委員に申し上げます。あなたが久留米市農業委員会の会長に決定いたしました。

それでは、「久留米市農業委員会会議規則」第4条により、日比生和雄会長と議長を交代いたします。

臨時議長解任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様の協力により、無事、会長の選出ができましたことに感謝いたします。新しい日比生和雄会長のもと、久留米市農業委員会が有意義で活発な議論の場となりますことをお願い申し上げます。解任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

事務局 **委員、ありがとうございます。

それでは、新会長でございます日比生会長、御挨拶をお願いいたします。

議 長 どうも、皆様、改めまして、こんにちは。ただいま農業委員会会長に選任されました北野の日比生和雄と申します。

私は、農業委員を4期務めさせていただいております。1期目、2期目は今と違いまして、農業委員だけで40数名でやっておりました。それから、3期目ぐらいから、最適化推進委員が加わりまして、手を取り合って取り組んでいるところでございます。

私と一緒に農業委員と推進委員の皆様方で、久留米市の農業、また、農地の確保のためにしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事を進めたいと思います。

議題の2番でございます。「議席の決定」でございます。

議席は、「久留米市農業委員会会議規則」第6条で「議長が定める」と規定されておりますが、議席を決めるにあたって、委員の皆様の御意見をお聞きしたいと思います。

参考までに、現在の仮議席の決め方につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、御説明いたします。

今、お手元にお配りしております資料集の資料1を御覧いただければと思います。資料1、議席表と、2枚目の名簿のほうを御覧ください。表面の上段のほうが本日の仮議席、下の段が次回以降の通常の総会での議席となっております。「久留米市農業委員会会議規則」第6条で、「議席は議長が定める」と規定されており、本日は、氏名の50音順に仮議席を決めさせていただいているところでございます。

説明は、以上でございます。

議 長 ただいま事務局のほうから説明がございましたとおりに、現在の仮議席は氏名の50音順となっております。私といたしましては、今回も正式な議席は、この仮議席と同様の氏名の50音順でいかがかと考えておりますが、よろしゅうございませうか。

「異議なしの声」

議 長 ありがとうございます。異議なしの声、多数でございますので、異議なしと認めます。それでは、議題2の「議席の決定」につきましては、議席案のとおり決定をいたします。

続きまして、議題3に参ります。「久留米市農業委員会副会長の互選」を行います。選出方法につきましては、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明させていただきます。

まず、委員会には副会長を4人置くとされております。

選出の方法につきましては、「久留米市農業委員会組織規程」第2条第1項を準用し、単記無記名投票とされておるところでございますが、同条第2項で、委員の総意により、その他の方法での互選も可能であると規定をしております。前回、令和2年7月の改選におきましては、久留米市全域を九州自動車道を目安におおむね東西を分けまして、東部から2人、西部から2人の副会長を選出することといたしております。

お手元の資料集の資料2を御覧いただきますようお願いいたします。資料2、久留米市農業委員会副会長の互選資料を御覧ください。前回と同様の方法で、あらかじめ皆様の住所地を基に、東部と西部で半数ずつに分けさせていただいております。この東西の枠組みの中でそれぞれ御協議をいただき、東部審査会から2人、西部審査会から2人、合計4人の副会長を選出していただく方法でいかがかと考えております。また、後ほど御説明いたしますが、農地に関する許可申請等の審査もこの東部と西部で分かれて行うことにしております。表では「東部審査会」「西部審査会」としております。

なお、この審査会には、会長は入らないということになっておりますので、先ほど会長が決定いたしましたので、東部の方の日比生会長のお名前は削除をお願いいたします。

副会長となられた4人の方には、転用や農地移動の審査を行う審査会の代表者となつていただくとともに、毎月開催されます総会前の代表者会議に出席していただきます。

また、審査会のメンバーの割り振りににつきましては、また後ほど説明させていただきます。4人の副会長を代表にしてメンバーを編成していただく予定でございます。

説明のほうは以上でございます。

議 長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明及び提案がございましたが、選出の方法は事務局の説明でよろしゅうございますか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしでございますので、それでは、東西ごとに協議をしていただき、副会長の選出をお願いいたします。

それでは、しばらく時間を取りますので、後ろのほうで協議をお願いします。

事務局 それでは、協議の場所につきましては、後ろのほうにお席を準備しております。入り口に近いほうの席を東部地区、奥の窓側のほうを西部地区でお願いしたいと思います。

事務局 すみませんが、資料2を御覧いただきながら御協議いただきたいと思っております。

—副会長の互選—

議 長 それでは、副会長の選出が終わったようでございますので、報告をよろしく願いいたします。

事務局 東部地区について御報告いたします。議席番号6番、川津富夫委員、議席番号19番、林田高夫委員の両名となっております。

以上でございます。

議 長 それでは、続きまして、西部地区をお願いいたします。

事務局 西部地区について御報告いたします。議席番号3番、大石敏裕委員、議席番号11番、末次龍夫委員の両名となっております。

以上でございます。

議 長 それでは、ただいま報告がありましたので、いかがでございましょうか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしと認めます。それでは、議題3、「久留米市農業委員会副会長の互選について」は、東部地区が、川津富夫委員、林田高夫委員、西部地区が、大石敏裕委員、末次龍夫委員の4人に決定をいたしました。

それでは、議題4のほうに参ります。「久留米市農業委員会会長職務代理者の互選」でございます。

選任方法につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、説明いたします。

会長の職務代理者につきましては、「農業委員会等に関する法律」第5条の規定により、「会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」となっております。したがって、皆様の互選により会長職務代理者を定めるものでございます。

「久留米市農業委員会組織規程」第4条において、職務代理者は副会長とすることとなっておりますので、先ほど決定いただきました4名の副会長の中から、2名の選出をお願いしたいと思います。

議 長 それでは、先ほどの副会長4名にて、選考をお願いをいたします。しばらく時間を取りたいと思います。

事 務 局 それでは、協議の場所は、先ほどと同じく後ろのほうにお席を用意しておりますので、4名の副会長にて、御協議のほうよろしくをお願いいたします。

－職務代理者の互選－

議 長 それでは、職務代理者の選考が終わりましたようですので、報告をお願いいたします。

事 務 局 それでは、報告いたします。まず、第1職務代理者につきましては、議席番号11番、末次龍夫委員、第2職務代理者につきましては、議席番号6番、川津富夫委員となっております。

以上でございます。

議長 ただいま報告ありましたが、いかがでしょうか。

「異議なしの声」

議長 異議なしと認めます。

また、久留米市農業委員会組織規程において、職務代理者の順序は会長が定めるものとなっておりますので、議題4、「久留米市農業委員会会長職務代理者の互選」は、末次龍夫委員を第1職務代理者、川津富夫委員を第2職務代理者に決定をさせていただきます。

以上をもちまして、議題の審議を終わらせていただきます。

それでは、「久留米市農業委員会会議規則」第10条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。議事録は職員に作成をさせますが、議事録に出席委員の2人以上が署名押印をすることとなっております。後日、議事録作成時にお願いをします。

なお、議事録署名は、会議開催ごと順番でお願いをするようになっております。

本総会の議事録署名委員は、1番、今村東委員、13番、田川政文委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。